

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月21日

河合町長 岡井 康徳

河合町規則第12号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和32年8月河合村規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条 第5条の4第1項の表を次のように改める。

職	支給額
総括部長	71,000円
部長	61,400円
次長、議会事務局長	53,200円
課長、室長、所長、園長	43,100円
主幹	35,200円

第5条の4第2項の表を次のように改める。

職	支給額
総括部長	56,900円
部長	47,100円
次長、議会事務局長	40,800円
課長、室長、所長、園長	31,700円
主幹	26,000円

第18条第1項第1号中「100分の99以上100分の160以下」を「100分の112以上100分の180以下」に改め、同項第2号中「100分の80以上100分の99未満」を「100分の90以上100分の112未満」に改め、同項第3号中「100分の77以上100分の80以下」を「100分の87以上100分の90以下」に改め、同項第4号中「100分の77未満」を「100分の87未満」に改める。

第18条の2第1項第1号中「100分の37.5超」を「100分の42.5

超」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の41以上42.5以下」に改め、同項第3号中「100分の37.5未満」を「100分の41未満」に改める。

第2条 第18条第1項第1号中「100分の112以上100分の180以下」を「100分の105以上100分の170以下」に改め、同項第2号中「100分の90以上100分の112未満」を「100分の85以上100分の105未満」に改め、同項第3号中「100分の87以上100分の90以下」を「100分の82以上100分の85以下」に改め、同項第4号中「100分の87未満」を「100分の82未満」に改める。

第18条の2第1項第1号中「100分の42.5超」を「100分の40超」に改め、同項第2号中「100分の41以上100分の42.5以下」を「100分の38.5以上100分の40以下」に改め、同項第3号中「100分の42.5未満」を「100分の38.5未満」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）第5条の4第1項及び同条第2項の規定は、平成28年4月1日から、第18条第1項及び第18条の2第1項の規定は平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給料等の支給に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月21日

河合町長 岡井 康徳

河合町規則第13号

単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純労務職員の給与に関する規則（昭和42年4月河合村規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改正する。

別表第1（第4条関係）

単純労務職給料表

号給	給料月額
	円
1	127,900
2	128,800
3	129,800
4	130,700
5	131,700
6	132,700
7	133,700
8	134,700
9	135,500
10	136,500
11	137,500
12	138,600
13	139,400
14	140,400
15	141,400
16	142,400
17	143,500
18	144,700
19	145,900
20	147,100
21	148,200
22	149,400
23	150,600
24	151,800

25	153,000
26	154,500
27	156,000
28	157,500
29	158,900
30	160,400
31	161,900
32	163,400
33	164,900
34	166,700
35	168,500
36	170,300
37	172,100
38	173,800
39	175,500
40	177,200
41	178,800
42	180,200
43	181,600
44	183,000
45	185,000
46	186,500
47	187,900
48	189,300
49	190,700
50	191,900
51	193,200
52	194,300
53	195,500
54	196,600
55	197,700
56	198,800
57	200,900
58	202,300
59	203,700
60	205,000
61	206,300
62	207,700
63	209,100
64	210,500
65	211,900

66	213,500
67	215,100
68	216,500
69	217,800
70	219,300
71	220,800
72	222,100
73	223,100
74	223,900
75	224,800
76	225,800
77	226,700
78	228,200
79	229,500
80	230,600
81	232,100
82	233,400
83	234,700
84	236,000
85	237,100
86	238,300
87	239,600
88	240,800
89	241,900
90	243,200
91	244,300
92	245,500
93	246,800
94	248,000
95	249,300
96	250,600
97	252,600
98	253,900
99	255,000
100	256,200
101	257,300
102	258,400
103	259,600
104	260,800
105	261,800
106	262,900

107	263,900
108	264,900
109	266,000
110	267,200
111	268,300
112	269,200
113	270,200
114	271,300
115	272,400
116	273,400
117	274,400
118	275,500
119	276,600
120	277,700
121	278,600
122	279,700
123	280,700
124	281,700
125	282,600
126	283,500
127	284,500
128	285,600
129	286,300
130	287,200
131	288,100
132	289,000
133	289,800
134	290,800
135	291,800
136	292,700
137	293,400
138	294,300
139	295,200
140	296,100
141	296,800
142	297,400
143	298,100
144	298,900
145	299,500
146	300,300
147	301,000

148	301,700
149	302,400
150	303,100
151	303,900
152	304,600
153	305,200
154	305,900
155	306,600
156	307,300
157	307,800
158	308,300
159	308,900
160	309,500
161	310,100
162	310,500
163	311,000
164	311,500
165	311,800
166	312,300
167	312,800
168	313,200
169	313,400
170	313,700
171	314,000
172	314,300
173	314,600
174	314,900
175	315,200
176	315,500
177	315,700
178	316,100
179	316,400
180	316,600
181	316,800
182	317,100
183	317,400
184	317,700
185	317,900
186	318,200
187	318,500
188	318,700

189	318,900
190	319,200
191	319,500
192	319,700
193	319,900
再任用職員	192,800

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純労務職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の単純労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月21日

河合町長 岡井 康徳

河合町規則第14号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和34年12月河合村規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第7中

「		「		
	36		36	
	36		36	
	37		37	
	38		37	
	39		38	
	40		38	
	41		39	
	41	を	39	に改める。
	42		40	
	42		40	
	43		41	
	43		41	
	44		42	
	44		42	
	45		43	
	」		」	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則は、平成28年4月1日から適用する。